

いろいろな子育て支援



●通所施設「白石市ひこうせん」

▲ひこうせん

問：白石市ひこうせん 住所：字本町 27(ふれあいプラザ内) 【地図番号 P40C3】

☎・ 25-2172 受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)9:00～17:00

お子さんの発達が心配な方を対象に、日常生活の指導、集団生活への適応訓練、社会との交流などの活動をする施設です。歩行が遅い、言葉がなかなか出てこない、友達とうまく遊べないなど、お子さんの発達でお悩みのある方は、一人で悩まずお気軽にひこうせんのドアを叩いてください。児童発達支援と放課後等デイサービスの利用には申請・認定が必要です。

★事業内容

事業名	事業内容	対象者	利用日時
児童発達支援	保護者と一緒に通所し、小集団の活動を通じた日常生活や集団生活の基礎作り。交流保育や保育士との関わりによる療育支援	発達に不安や心配のある未就学児とその親	月～金 9:00～12:30
放課後等 デイサービス	授業の終了後や夏休みなどの長期休暇中に行う生活能力向上に必要な訓練、社会との交流の促進など	発達に心配のある小学生	月～金 14:00～17:00
おひさまひろば	子どもの発達に関する相談、親子遊び	発達に不安や心配のある親子	日時は広報しろいしなどでお知らせ

※1 児童発達支援、放課後等デイサービスの利用日時は、祝日・年末年始を除く。

※2 利用時間はお子さんの状況に応じます。

●すこやかファイル

問：学校管理課 住所：大手町 1-1(市役所4階) 【地図番号 P40C3】

☎22-1342 22-1345 受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15

視覚・聴覚・知的・言語・情緒などの障がいや肢体不自由等お子さんの発達が気になるときに、お子さんのプロフィールや療育・教育機関などで受けた支援内容を記録するものです。関係機関に提示することで乳幼児期、学童期、青年・成人期に一貫した支援を受けることができます。

★成長段階別問い合わせ先

	問い合わせ先	電話・FAX
小学校就学前	健康推進課	☎22-1362 <input type="text" value="FAX"/> 22-1320
小中学(高校)生	青少年相談センター(学校管理課内)	☎22-1342 <input type="text" value="FAX"/> 22-1345
中学校卒業後	福祉課	☎22-1400 <input type="text" value="FAX"/> 26-2699

●子育て支援コーディネーター（利用者支援事業）

問：子育て支援課 住所：大手町1-1（市役所1階）【地図番号P40C3】

☎26-8836 FAX 22-1316

受付日時：月～金（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15



▲コーディネーター

赤ちゃんはかわいいけれど毎日の子育ては、なかなか大変ですね。
心配事や悩み事はありませんか？個別の事情に寄り添い、相談内容に応じた
子育て支援施設・関係機関などの紹介をします。

- ・保育園、幼稚園のことが知りたいな
- ・子どもを預けるところはあるかしら・・・
- ・まだ、歩かない、おしゃべりをしないから気になるわ
- ・離乳食がすすまないのが心配・・・
- ・最近子育てがしんどいな



こんなとき

気軽に声をかけてください！

- ・子どもと遊べる施設や一時預かり施設、幼稚園、保育園の紹介をします。
- ・お子さんの育ちで気になることがあれば、専門の方を紹介します。
- ・一人で悩まず、どんなことでもお話を聞かせてください。一緒に考えましょう。

●こども家庭センター

★母子相談

問：こども家庭センター（健康推進課） 住所：大手町1-1（健康センター1階）【地図番号P40C3】

☎22-1362 FAX 22-1320 受付日時：月～金（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15

分娩施設や小児科などの医療機関や、地域子育て支援センターなどの関係機関と連携しながら、
妊娠期から子育て期まで相談支援を行う窓口です。妊娠中や産後の不安、お子さんの言葉のおくれ
や、発達に関する不安などお気軽にご相談ください。

★家庭児童相談

問：こども家庭センター（子育て支援課） 住所：大手町1-1（市役所1階）【地図番号P40C3】

☎26-8836 FAX 22-1316 受付日時：月～金（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15

家庭や子どもに関する悩みは、誰かに話すことで、解決の糸口が見つかるかもしれません。
お子さんの子育てを負担に感じていたり、不安に思うようなとき、早めにご相談ください。

家庭児童相談が必要と思われる例

日頃のストレスを
子どもに当てて
しまう

自分の子どもを
かわいいと
思えない

しつけとして
子どもに苦痛を
与えてしまう

子育てを
放棄したい

★虐待の原因

日頃のストレスや子育ての悩みなどでイライラすると、子どもに冷たく接してしまい、自分の感情をコントロールできなくなる場合があります。これは、熱心に子育てをしている方にも起こりうることです。

★子どもへの虐待の種類

身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待
殴る、蹴る、叩く、物を投げつける、激しく揺さぶるなど	食事を与えない、ひどく不潔にする、家や車に閉じこめるなど	言葉による脅し、無視、きょうだい間の差別、夫婦喧嘩を見せるなど	子どもへの性的行為、わいせつなものを見せるなど

★しつけと体罰の違い

一般的に「しつけ」とは、子どもがきちんとした生活習慣や人と関わる能力、感情や意思を伝える能力などを身に着け、自立していくための道筋を教えていくことです。しかし、子どもが耐え難い苦痛を感じることであれば「体罰」となります。暴言・暴力を伴う「しつけ」は存在しません。

● 「しろいし子育て応援アプリ by 母子モ」

問：健康推進課 住所：大手町1-1 (健康センター1階) 【地図番号 P40C3】

☎22-1362 FAX 22-1320 受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15

予防接種や成長記録の管理や、市の子育て情報を受け取ることができる無料のアプリです。



＼ 母子モ(ボンモ)で検索！ /

母子モ

検索

or

こちらを
読み取り



●児童扶養手当

問：子育て支援課 住所：大手町1-1(市役所1階)【地図番号P40C3】

☎26-8836 FAX 22-1316

受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15



▲児童扶養手当

ひとり親家庭などの子育てと生活の安定、自立に役立てていただくよう支給されます。

対象者	原則として、市内に住所がある父または母が18歳の誕生日後最初の3月31日までの子どもを監護・養育し、その子どもと生計を同じくしている方のうち、次のいずれかに該当する場合(所得制限あり) 1 父母が婚姻を解消した 2 父または母が死亡した 3 父または母が一定程度の障がいの状態にある 4 父または母の生死が明らかでない 5 父または母と1年以上連絡などがとれず、養育を放棄されている 6 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた 7 父または母が1年以上拘禁されている 8 未婚の父または母の子
支給時期	原則、5月、7月、9月、11月、1月、3月に、それぞれの前月分までの手当を支給(例)11月の支給日には、9～10月分を支給します。

●母子・父子家庭医療費助成

問：健康推進課 住所：大手町1-1(健康センター1階)【地図番号P40C3】

☎22-1362 FAX 22-1320

受付日時：月～金(祝日、年末年始を除く)8:30～17:15



▲母子・父子家庭
医療費助成

母子家庭の母または父子家庭の父で、18歳の年度末までの子どもを養育している方とその家庭の子ども、両親のいない子どもに対し医療費を助成する制度です。

対象者	市内に住所があり、各種健康保険に加入している次の方(所得制限あり) 1 子どもを養育している母子家庭の母または父子家庭の父 2 母子または父子家庭の子ども 3 父母のいない子ども ※1 この制度の対象となる子どもは、18歳の誕生日後最初の3月31日まで ※2 子ども医療費や心身障害者医療費の助成を受けている方は助成対象外
助成額	入院：自己負担額が2,000円を超えた分 通院：自己負担額が1,000円を超えた分 ※1 上記基準は、医療機関・薬局毎の1か月当たりの額 ※2 健康診断、予防接種、差額室料、液剤の容器代など健康保険対象外の自己負担分や入院時の食事療養費などは助成対象外 ※3 ご加入の健康保険から附加給付や高額療養費が支給される場合は、その金額を控除した金額を助成

●様々な支援・相談窓口

※受付日時は、祝日及び年末年始を除きます。

相談の種類・内容	相談・連絡先	受付日時
子育て相談(詳細P2) 保育士が、子育ての不安や悩みなどの相談に応じます。	地域子育て支援センター 住所:字本町 27(ふれあいプラザ内) ☎22-6025 [FAX] 22-6027	月～金 8:30～17:15
子育て支援制度メール相談 子育て支援制度などの相談を受け付けています。	子育て支援課 ☎26-8836 [FAX] 22-1316 Email :kodomo@city.shiroishi.miyagi.jp	月～金 8:30～17:15 ※メールは24時間
健康・育児相談 保健師・栄養士が相談に応じます。	こども家庭センター(健康推進課) 住所:大手町1-1(健康センター1階) ☎22-1362 [FAX] 22-1320	月～金 8:30～17:15
DV・セクハラ相談 DV、セクハラ、ストーカー、家族関係、生き方、人とのつきあい方に関する相談に応じます。	こども家庭センター(子育て支援課) 住所:大手町1-1 ☎26-8836 [FAX] 22-1316	月、水、木、金 8:30～16:00 ※予約必要
青少年相談 いじめ、不登校、しつけなどさまざまな悩みについて話を聞き、一緒に考え、解決のための手がかりをアドバイスします。	青少年相談センター 住所:大手町1-1(市役所4階 学校管理課内) ☎22-1342(内445)	月、火、木、金 8:30～16:30
	いじめ相談窓口「アイライン」 住所:大手町1-1(市役所4階 学校管理課内) 電話☎22-1350	月～金 8:30～16:30 ※メールは24時間

●子育て応援住宅

「子育て応援住宅」は義務教育修了前のお子さんのいるご家族が安心して暮らせる集合住宅です。入居資格や申請に関することは市のホームページをご覧ください

問 : サンウッドハウジング株式会社 白石営業所
住所 : 福岡長袋字三部山 23 ☎050-3704-1000
受付日時 : 月～土(祝日、年末年始を除く)9:00～18:00



▲子育て応援住宅

★東大畑住宅の概要

所在地	字東大畑 87	間取り	3DK (和室 6/和室 6/和室 4.5/DK6)
専有面積	53.08 m ²	建築年	1983年(昭和58年)
建物種別	アパート 5階建て	構造	鉄筋コンクリート造
敷金	家賃の1か月分	駐車場	あり 1,000円/月(一部屋:1台分)
家賃	30,500円～	契約保証	入居時に60%～80%の契約保証料
設備	風呂(追い焚き機能)、バス・トイレ別、温水洗浄便座、プロパンガス、駐輪場		

※入居可能時期はお問い合わせください。

※子育て応援住宅を退去後、3年以内に市内に住宅を取得し定住した方に、補助金を交付する「子育て応援住宅入居者向け定住促進補助制度」があります。